

## 与那原町競争入札心得

### (趣旨)

第1条 与那原町の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札等の取扱については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、与那原町契約規則（平成22年与那原町規則第8号。以下「契約規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者又は代理人（以下「入札者」という。）は、入札書（様式第50号）を1件ごとに作成し、封書にした上、その指名及び入札件名を表記し所定の時刻までに入札函に投入しなければならない。

3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式8号）を持参させなければならない。

5 前項に定める委任状は、法人代表者の登録印と代理人印を押印し、入札書は、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。

6 入札参加者は、施行令167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人にすることはできない。

7 入札者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

8 入札参加者は、請求がある場合には、内訳書を提出しなければならない。

9 入札者が、当該入札執行中に入札室を退室したときは、再入室を認めない。ただし、入札執行者が認めたときは、この限りでない。

10 入札者が、当該入札執行中に携帯電話を使用することを認めない。

### (入札の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (5) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (6) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札

- (7) 入札書に添付して提出することが求められる内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
- (8) 入札日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者のした入札
- (9) 配置予定の管理技術者等を配置することができなくなった者のした入札（契約担当者が、配置予定の管理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
- (10) 入札公告等の定めに基づき契約担当者が専任の管理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができない者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第4条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格（契約規則第24条において準用する契約規則第12条第1項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ。）で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第5条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

- (1) 第3条各号に該当する入札をした者（同条第3号又は第4号に該当する場合を除く。）
- (2) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者  
（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第6条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（異議の申立て）

第7条 入札者は、入札後、この心得、仕様書、図面、現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。